

令和5年8月23日

事業系指定ごみ袋取扱店各位

泉北環境整備施設組合
泉北クリーンセンター

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とお知らせについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に伴い、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

本組合についても適格請求書発行事業者登録を受けましたのでご通知するとともに、令和5年10月1日以降に発行する適格請求書の様式見本をお知らせいたします。

なお、指定ごみ袋取扱いに係る手数料徴収事務委託料については、地方公共団体の一般会計は、消費税法上、消費税の申告義務が免除されていることから、本組合に対し、適格請求書（インボイス）を発行する必要はありません。

記

1 適格請求書発行事業者の情報

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 適格請求書発行事業者登録番号 | T5000020278289 |
| (2) 適格請求書発行事業者名 | 泉北環境整備施設組合 |
| (3) 登録年月日 | 令和5年10月1日 |
| (4) 適格請求書発行事業者の所在地 | 大阪府高石市取石6丁目9番40号 |

2 適格請求書の様式

別紙の通り

3 手数料徴収事務委託料の取扱い

本組合に対し、適格請求書（インボイス）を発行する必要はありません。

【問合せ先】

〒594-0001

和泉市舞町87番地

泉北環境整備施設組合（泉北クリーンセンター）

環境部 環境事業課 総務係

電話：0725-41-2030 FAX：0725-41-2115

②取引年月

令和5年10月1日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

大阪府〇〇市〇〇-〇〇

株式会社〇〇〇

御中

0

⑥書類の交付を受ける
事業者の氏名

①適格請求書発行事業者の
名称+登録番号

高石市取石6丁目9番40号
泉北環境整備施設組合
管理者 辻 宏康

適格請求書発行事業者
登録番号T5000020278289

見本

事業系指定ごみ袋に係るごみ処分手数料請求書

令和5年9月分

上記事業系指定ごみ袋に係るごみ処分手数料の納付について、同封の納付書により、期限までに下記取扱金融機関の本・支店にて、下記金額を納入してください。

なお、徴収事務委託料(交付手数料)については、地方自治法施行令第164条第4号により、ごみ処分手数料から繰り替えるものとします。

取扱金融機関

三井住友銀行・りそな銀行・池田泉州銀行・大阪信用金庫・紀陽銀行

(納入期限が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日が納入期限となります。)

納付額 ¥375,300 -

納付期限 令和5年10月 20日

③取引内容

(内訳)

指定ごみ袋 規格	納品単価	数量	ごみ処分 手数料	交付手数料 (繰替払)	納付額
450袋	21,000 円/箱	5 箱	105,000 円	7,700 円	97,300 円
700袋	30,000 円/箱	10 箱	300,000 円	22,000 円	278,000 円
合	計	15 箱	405,000 円	29,700 円	375,300 円

10%税率対象	合計	405,000 円	内消費税額	36,818 円
---------	----	-----------	-------	----------

④税率ごとに区分して合計して対価の額及び適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額

※本紙内容を確認し、不明な点がございましたら納付期限(毎月20日)までにご連絡ください。

連絡先 泉北環境整備施設組合(泉北クリーンセンター)

電話 0725-41-2030

FAX 0725-41-2115